

# 沖縄市プレミアム付商品券取扱要領

(参加店用)

沖縄市エイサー商品券事務局

## 1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済状況ひっ迫していることから、広く市民が利用できるプレミアム付商品券を導入し、全市民及び市内事業者の支援を行うことを目的として、「プレミアム付商品券事業」を実施します。

## 2 商品券の概要

(1) 名 称 沖縄市エイサー商品券

(2) 発 行 者 沖縄市

(3) 発行予定額 8億7千万円

(4) 発行内容（額面等） 14万4千冊（予定）

①課税世帯10万2千冊（販売） 内訳 1,000円券×5枚+500円券×5枚

②非課税世帯4万2千冊（給付） 内訳 500円券×5枚

(5) 発売価格

①課税世帯 1冊5,000円で販売（7,500円相当）

②非課税世帯 1冊2,500円で給付（2,500円相当）

1人あたり、1冊購入または給付

(6) 利用期間（商品券使用期限）

令和3年 **8月2日**（月） ～ **令和4年 1月31日**（月）まで

※利用期間を過ぎて使用された商品券の換金はできません。ご注意ください。

(7) 販売等の方法・場所・対象者

第1次販売および給付 令和3年 8月 2日（月）～令和3年10月31日（日）まで

第2次販売 令和3年11月 8日（月）～令和3年12月 7日（火）まで

第3次販売 令和3年12月15日（水）～なくなり次第終了

**\* 第2次・第3次販売は、第1次販売状況により実施しない場合がございます。**

場 所：セブンイレブン

美里店、北インター店、照屋2丁目店、胡屋1丁目店、高原6丁目店

美里4丁目店、登川2丁目店 7店舗

プラザハウス、沖縄市観光物産振興協会（コザ・ミュージックタウン内）、エイサー会館（コザ・ミュージックタウン内）コザBOX（一番街商店街内）、中央マート（テレワークセンター隣）、

ちゃんぷる～市場、産業交流センター（パヤオ直売店よこ）、

方 法：引換券を持参のうえ購入および手続き

#### (8) 使用できる店舗

第1次販売：市内にある店舗等（コンビニエンスストアを除く）のうち、以下のいずれかを満たす店舗等とする。

- ・市内に本社を有する法人及び個人事業者が運営している店舗等
- ・沖縄商工会議所、沖縄市観光物産振興協会、沖縄市料理飲食業組合、沖縄市社交飲食業組合の会員が運営する店舗等

### 3 参加店資格

上記(8)使用できる店舗に加え、以下の要件をすべて満たしている者としてします。

#### (1) 参加資格

ア 参加店舗の資格は、次の事業者以外の者とする。

- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号から第5号に規定する営業を行う者及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業を行う者。
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表として、もしくは実質的に経営に関与している団体など。
- ・「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取扱店舗等。

※上記にあげるもの以外でも、商品券発行の目的にそぐわないなどの理由により、参加店舗登録をお断りする場合があります。

### 4 参加店の責務等

参加店になるには、次に掲げる事項を遵守等することが条件となります。

#### ① 参加店舗であることを明示すること

参加店であることが明確になるよう、参加店告知用ツール（ポスター・のぼり）等を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。

\*参加店舗には、告知用ツールとしてポスター及びのぼり旗を事務局より無料で送付致します。

\*使用後のツールについては返却不要です（各自で処分してください）。

#### ② つり銭対応は行わないこと

参加店にて、現金と同じように使用できますが釣り銭はできませんので差額分のサービスを行うなど各店舗で創意工夫してご活用ください。

### ③ 有効期限を確認すること

有効期限を経過した商品券を取り扱わないでください。また、商品券として認証不能の場合もその効力はありませんので取り扱わないでください。

(商品券の使用期限は令和4年1月31日(月)まで)

### ④ 偽造券でないか確認すること

利用者が使用される商品券について、受け取って問題がないか確認してください。なお、偽造防止加工が無いなど「偽造された商品券」と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察（沖縄警察署932-0110）へ通報して下さい。同様に「沖縄市エイサー商品券事務局 851-3406」にも報告して下さい。

### ⑤ 受け取った商品券には受領印・スタンプ等を押すこと

参加店舗は、商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に参加店受領印（店名印など）を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。



店舗名を記入してください（スタンプ可）

### ⑥ 換金申込書の控えは大切に保管すること

使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため参加店控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。

※1 この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。

※2 登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

### ⑦ 登録口座の変更

商品券の換金はすべて口座振り込みとなります。参加時に登録した口座の変更は原則として出来ませんのでご注意ください。なお、金融機関規定の振込手数料は事務局にて負担します。

## ⑧ 商品券の交換・売買は行わないこと

商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

## ⑨ 新型コロナウイルス感染防止対策

業種別の新型コロナウイルス対策ガイドライン等を参考に感染防止対策を行ってください。

## 5 商品券の対象にならないもの

次に掲げるものは「沖縄市プレミアム付商品券」の使用対象となりませんのでご注意ください。

- ① 出資や金融商品の購入
- ② 国や地方公共団体への支払い
- ③ 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ④ 債務の支払い(振込手数料・電気ガス水道金、保育等)
- ⑤ 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ⑥ たばこ事業法(昭和たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条1項3号)に規定する製造たばこの購入
- ⑦ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑧ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い
- ⑨ 現金との換金、銀行へ預け入れ
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号から第5号に規定する営業を行う者及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業に係る支払い
- ⑪ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑫ 商品券の交換又は売買
- ⑬ その他、商品券発行の趣旨にそぐわないもの

## 6 参加利用店登録について

### ① 登録方法

参加登録を希望する事業者は「商品券取扱要領（参加店用）」に同意した上で、「利用店登録申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて以下の方法で申請してください。

資格区分	提出書類	申込先
沖縄市内で 営業している 事業所  要領 2- (8)	① 利用店登録申請書	<b>沖縄市エイサー 商品券事務局</b> (期間) ※7/1～1/14まで 平日9:00～16:00  (問合先) TEL. 098-851-3406 FAX. 098-850-8855

※7月11日までにお申込み頂ける事業者については、店舗一覧チラシに掲載されます。

### ② 審査及び承認

沖縄市エイサー商品券事務局において、資格確認・審査等を行い、沖縄市商工振興課において承認する。

### ③ 登録要件

商品券取扱要領（参加店用）に示す各事項に同意し、「利用店申込書」を提出後、申請・受理された事業者

### ④ 申請受付期間

令和3年7月1日(木)～令和4年1月14日(金)まで（土日除く）

受付は、上記期間の平日（月～金） **9:00～16:00** まで。

### ⑤ 商品券換金の手続き

ア 換金手数料 無料

#### イ 換金請求受付場所

沖縄市役所1F特設ブース

## ウ 換金請求期間

令和3年**8月3日**(火) ~ 令和4年**2月11日**(金)まで

平日10時～15時30分の間は毎日換金いたします(予約制)

※原則として、換金請求期間を過ぎての請求受付はできませんので、請求期限の厳守につき十分ご注意ください。

## エ 換金申込方法

「換金申込書」に必要事項を記入の上、使用済商品券(裏に必ず店舗名を記入)を持参のうえ、市役所の1F特設ブースへ提出する。事務局にて、枚数等確認の上、後日、予め届けられた登録口座へ振込みます。

## オ 換金支払方法

換金予約 電話対応 (851-3406)	10:00
①店舗名、希望日時、換金枚数を確認	10:30
(1社30分の枠で予約時間を指定)	11:00
※換金枚数が不明な場合は、概数を聞き、必ず数えてからお持ちいただくよう、ご案内する	11:30
②換金予約表に記入	12:00
	12:30
	13:00
<b>予約は前日の15時まで</b>	13:30
※前日15時を過ぎた場合でも、予約希望時間が空いている場合は受付可能	14:00
	14:30
	15:00
	15:30

**\* 毎週水曜日締め→翌月曜日ご入金致します。**

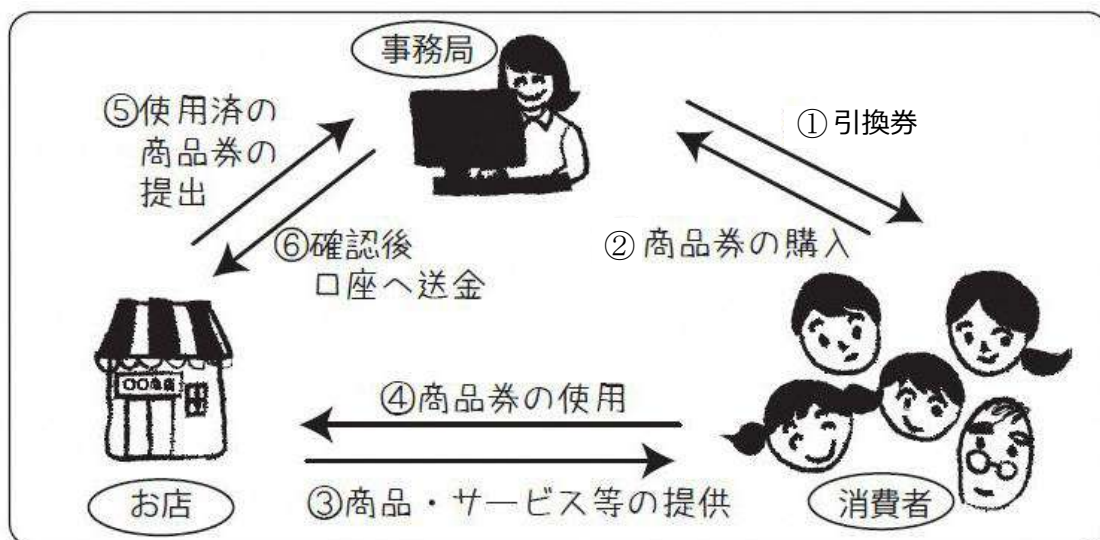
祝日の場合は翌営業日振替



店舗名を記入してください（スタンプ可）

- ※1 参加店が回収した商品券は、裏面に事業所名を記入または押印しておくこと。
- ※2 換金受付の際には、原則電話での事前受付を基本とする。
- ※3 商品券の換金は、参加店以外は一切出来ない。
- ※4 商品券を受け取った参加店は、再流通を防止するため裏面の指定欄に参加店を記入（押印）する。
- ※5 商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること。また、その際速やかにその事実を商品券事務局及び警察に報告すること。
  - ・ 沖縄市エイサー商品券事務局 ☎851-3406
  - ・ 沖縄警察署 ☎932-0110
- ※6 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないこと。不正行為が認められた場合、参加店登録の取り消し及び損害金の発生などが生じる場合があります。
- ※7 回収した商品券を、回収に回さずに他の参加店で使用しないこと。
- ※8 その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

## 7 商品券の流れ・イメージ





## **8 沖縄市エイサー商品券事業を盛り上げるためにご協力を！**

### **(1) 各店舗における取組として**

消費喚起を盛り上げるため、各参加店においては、「沖縄市エイサー商品券対象・〇〇セット商品」など商品券の使用と消費喚起にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## **9 その他**

ア 本事業の実施遂行に際し、参加店等から取得した情報については本事業の目的以外に使用されることはありません。

イ 参加店は、本事業の実施に伴い沖縄市及び事務局受託事業者によって収集・取得された参加店舗に関する情報が沖縄市情報公開条例及び沖縄市個人情報保護条例の適用を受けることについて、予め承諾したものとみなされます。

## **10 事業に関するお問合せ**

沖縄市エイサー商品券事務局

TEL：851-3406（※平日9:00-16:00）

FAX：850-8855

e-mail：oki.eisa.pre@gmail.com